

岩手県立大学教職教育センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県立大学組織規則第31条の1第2項の規定に基づき、岩手県立大学教職教育センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、教職課程に関する企画、実施、評価及び改善等の全学的なマネジメントを行うことを目的とする。

(組織)

第3条 センターは、次の構成員で組織する。

- (1) 教職教育センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教職課程を有する学部及び研究科の教職課程担当者
- (3) 高等教育推進センター実践教育研究部教員のうち、教職及び体育の担当教員

(所掌業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の企画、運営、自己点検・評価、改善に関すること。
- (2) 教育実習、介護等体験、学校参観等の企画、運営、自己点検・評価、改善及び連絡調整に関すること。
- (3) 教職課程履修者の指導、支援、評価、履修管理及び就職支援に関すること。
- (4) 教職教育に関する各種研修等の企画、運営、自己点検・評価、改善及び連絡調整に関すること。
- (5) 教職課程及び教員養成政策の動向等に係る調査研究に関すること。
- (6) 教職課程の情報及び教職教育に係る研究成果の公開に関すること。
- (7) その他センター長が必要と認める事項。

(センター長の業務)

第5条 センター長は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程履修者の指導、支援、履修管理に係る企画の立案及び運営に関すること。
- (2) 教育実習、学校参観に係る企画の立案及び運営に関すること。
- (3) 教職実践演習に係る企画の立案及び運営に関すること。
- (4) 教職課程認定申請及びその関連業務に係る企画の立案及び連絡調整に関すること。
- (5) 教職課程の情報及び教職教育に係る研究成果の公開に関わる連絡調整に関すること。

2 センター長は、予めセンター長の業務を代理する者を指名することができる。

(会議)

第6条 センターに設置する会議、所掌事項及び構成員は、次のとおりとする。

会議	所掌事項	構成員
教職教育センター会議	センター運営の重要事項（企画・評価、組織、予算、情報公開等）に関する事。	全構成員
教職教育運営会議	1. センターの運営全般に関する事。 2. センター会議への提出議案等に関する事。 3. 教職課程に係る全学的な議案に関する事。 4. 教育実習、学校参観等の学外機関との連携及び調整に関する事。 5. 教職課程認定申請及びその関連業務に関する事。 6. 教育実習及び教職実践演習の成績評価に関する事。 7. その他教職課程の連絡及び調整に関する事。	各学部・研究科 教職課程担当者

(会議の招集及び議長)

第7条 前条の会議は、センター長が招集し、議長となる。

(関係教職員の出席)

第8条 前条の議長は、必要に応じ、会議に関係教職員を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務)

第9条 センターの事務は、教育支援室が所管する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 「全学教職課程委員会設置要綱」（平成22年5月18日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。